

平成24年8月8日

第二幼稚園PTA役員 各位

清須市健康福祉部子育て支援課
清須市教育部学校教育課

清須市立第二幼稚園 保育園化計画に当たっての回答

このことについて、次のとおり回答します。

質問1. 移行時期における入園児童が減少するであろう点について

- 1 保育園になるという条件で幼稚園に入園する幼児がいるであろうか？園児が激減する事により、園の運営に破たんをきたさないか？
- 2 平成25年度入園の現在3歳児は幼稚園が保育園になるという説明を受けてないまま入園している。移行時期が平成27年度以降になった事により幼稚園としての卒園が出来ると言うのは良い。が、園児が激減し、園の運営がままならないであろう状況で、健やかな幼児教育を受けられるであろうか？重大な契約不履行にならないであろうか？

《回答》

- 1 現在第1幼稚園・第2幼稚園それぞれ地区により園の指定をしていますが、保育園化に伴い第1幼稚園地区の方で保育園化後の第2幼稚園へ通園を希望される方もみえることも考慮し、通園区域の指定を廃止し、保育園化後も同保育園へ通園する方の受け入れが出来るように条例等の整備を予定しています。保育ニーズが高まっているため、園児の激減はないものと考えます。
- 2 上記と考えるため、園児の激減はないものと想定していますので、園の運営については、今までどおりできるものと考えています。また、今までどおり、異学年交流等を深め、幼稚園での教育を引き継げるものと考えています。

質問2. 移行時期における入園児の問題点

- 1 移行時期に入園した園児達が保育園に移行した際、父兄が働いていない場合保育園に残れるのか？
- 2 第一幼稚園に移動する希望者は、確実に全員第一幼稚園に入園できるのでしょうか？
- 3 私立幼稚園に移動する希望者は、確実に全員私立幼稚園に入園できるのでしょうか？
- 4 必要のなくなった制服や備品などの買い上げの補償、また他園に移動する際他園の制服の実費、入園金等の補償等はどうなるのでしょうか？

※保育園と幼稚園の教育の違いを十二分に説明をして頂かないと説明責任を逃れると言う事になりかねます。保育園は「福祉の立場から保育に欠ける児童の為にある」、幼稚園は「幼児を教育する場である」を父兄に理解させて欲しい。

似たようなカリキュラムを組んだとしても、全く違う物であるという認識を持って頂きたい。

《回答》

- 1 移行時期に入園された園児には、保護者の就労に関わらず保育園に残れるよう配慮してまいります。その場合、保護者が就労されている場合には、所得に応じて保育料を算定し、就労されていない

い場合には、私的契約児として決められた保育料になります。

- 2 第二幼稚園へ入園を申し込む際には、事前に周知をすることと考えており、申込者の理解を得て入園をしていただく予定のため、第2幼稚園入園者においては、基本的に保育園化しても通園を希望される園児の受け入れと考えています。

ただし、移動を希望された場合は、第一幼稚園の定数を考慮しながら、最大限配慮します。

- 3 現在のところ各私立幼稚園に問合せしたところ、受け入れ可能との回答をいただいています。また過去に、西枇杷島地区から通園する幼稚園の4歳児・5歳児入園について入園出来なかった事例はほとんどなかったと聞いています。

- 4 第2幼稚園へ入園されて、その後、保育園に転園しても第2幼稚園の物をそのまま使っていただくこととしています。また、私立幼稚園へ転園された場合には、必ず入園申し込み前に保育園化についての説明を保護者に行うため、その必要経費については保護者負担となります。

質問3. 来年度入園対象者、在園者への説明会実施日は？

来年度入園対象者、在園者に対し説明会を早急に行ってほしい。

どういった形で告知するのか？

《回答》

来年度の入園対象者及び在園児の説明会等については、早急に開催の有無を含めて検討していきたいと思っています。

なお、周知方法等については、多くの皆さんに周知が出来る手法を取っていきたいと考えております。

質問4. 近隣住民への説明会は？

第二幼稚園の前の道路は児童の通学路であり、朝は車の通行禁止をしてある道路である。

忙しい保育園に通う父兄たちが歩いて、もしくは自転車でベビー布団や、オムツ、着替えを持っていけるであろうか？

現実的に駐車場のない第二幼稚園で路上駐車等の交通違反や、踏切、交通事故等の懸念がある。その対策をきちんと考えているであろうか？

更にその対策を納得のいくように、近隣住民に説明してください。

《回答》

ベビー布団や、オムツなど多くの荷物を持って登園する必要がある場合には、園運営の中で対応していきます。荷物については、例えば週末のお迎え時に持って来ていただき、園にて預かるようなことも考えていく必要があるかと思っています。また、駐車場対策については、保育所化をする場合には、園舎の改修工事が必要になりますので、その際に併せて、検討していくものと考えています。

また、近隣住民への説明会については、必要に応じて開催していくものと考えています。

質問 その他

保育園の待機児童対策について

現在未就園児対策として、保育ママ制度を国が推進し、名古屋市も動いている。

この制度の利用は検討しているのでしょうか？

更には民間の保育園の誘致、または、各保育園の部屋の拡充等は考えていないでしょうか？回答を求めたい。

《回答》

家庭的保育（保育ママ制度）については、待機児童対策として行われているもので、現在は、名古屋市や東京都など大都市圏において、待機児童を多数抱える自治体に取り組んでいる状況です。

また、保育ママ制度を実施するには、法律上の基準として、家庭において受け入れが可能な住宅状況か、或いはお子さんへの安全面は大丈夫か、また安定的に供給が出来るかどうかなどの多くの項目があるため、実施する上でのハードルは高い状況であります。

現状、市では、一時的にお子さんを預かる対応として、ファミリー・サポート・センターを創設して、地域において住民相互が共助する育児支援を行っています。

民間保育園の誘致については、先進地の事例と調査を行っていますが、児童福祉法第24条「市町村は、保育に欠ける乳児又は幼児等を保育所において保育しなければならない」との規定に基づいて、保育は市の責任において実施することとしています。

また、各保育園の部屋の拡充については、将来的に児童数が減少していくことが予想されており、施設の拡充については、今後、施設の統廃合を含めて検討する中で、耐震化等の整備を進めていくことになると考えています。

質問 第一幼稚園と、第二幼稚園のサービスの不平等

なぜ第一幼稚園は市立幼稚園として存続させるのに、第二幼稚園は存続できないのであろうか？同じ市民として同じサービスを受ける権利があるのに関わらず不平等感が拭えない。何故第二幼稚園のみが保育園にするという計画が起こったのか説明をして頂きたい。

《回答》

次世代育成支援対策行動計画を策定時に、アンケート調査を実施しましたが、古城小学校区より西枇杷島小学校区の保護者の方が、保育所化や認定こども園化の意向が多くあったこと。

市全体の幼稚園ニーズ・保育ニーズ、位置的なことや収用人員のこと等を鑑み、第二幼稚園を保育所化することについて、保護者等のご意見を聞くことにしたものであります。

今後も保育ニーズが増加し、地域の保育所において保育に欠ける乳児や、幼児を保育することが困難になった場合には、第一幼稚園も認定こども園化や保育所化にすることを検討していくこととしています。

質問 認定こども園について

未就園児対策と、幼児教育の融合として、こども園という選択を何故しないのか？

民間である必要性も感じられない。

更に民間の説明会などを開き積極的な誘致をしているのであろうか？

まず、計画、ガイドラインありきになっていないのであろうか？

《回答》

認定こども園については、国が拡充する方針を打ち出しているものの、現行法では、自治体を実施する場合には、運営費や整備費などの補助は全くないとともに、現場の保育士や、園児に与える影響が大きく、デメリットが多いと考えています。

本市においては、ご指摘のとおりガイドラインにおいて、認定こども園は学校法人又は社会福祉法人からの申し出があった場合には、積極的に検討するとしており、今後も国の制度自体の見直しがない限り、ガイドラインに沿って取り組んでいくこととしております。

また、学校法人等については、今後も信用・信頼があって、安心して児童を預けることが可能な法人等があれば誘致を進めていきたいと考えています。